

岩手県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の名称について、次のとおり変更があった。

令和5年5月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

市町村名	施設の名称	
	変更前	変更後
盛岡市	盛岡市立大新児童館	盛岡市立大新児童センター